

音楽系3大学による共同プロジェクト
「音大連携による教育イノベーション 音楽コミュニケーション・リーダー養成に向けて」
の実施に関する連携運営委員会規程

(設置)

第1条 東京音楽大学、神戸女学院大学及び昭和音楽大学（以下「構成大学」という。）は大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定書第4条に基づき、音大連携による教育イノベーション 音楽コミュニケーション・リーダー養成に向けて（以下「3大学連携教育イノベーション」という。）の共同実施に関する構成大学間の連絡調整等を図るため、連携運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について協議・連絡調整し、3大学連携教育イノベーションの円滑な実施と推進を図る。

- (1) 3大学連携教育イノベーションの適切かつ円滑な実施と運営
- (2) 構成大学間の連携協力
- (3) 構成大学間の学生、教職員の交流
- (4) 関係団体との連携協力と地域貢献
- (5) 3大学連携教育イノベーションの点検評価と広報
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 構成大学の副学長又は学部長 | 各大学1名 |
| (2) 構成大学の専任教員 | 各大学2名 |
| (3) 構成大学の事務局長、部課(室)長又は課長補佐 | 各大学2名以内 |
| (4) 東京音楽大学に置くコーディネーター | 1名 |

(運営)

第4条 委員会は、定期に開催するものとし、緊急の場合は臨時に開催することができる。

- 2 委員会に委員長を置き、前条第1号の東京音楽大学の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員長及び各大学2名以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 6 委員会の議事は、委員長及び出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会に委員がやむを得ず出席できないときは、当該委員が指名した者の代理出席を妨げない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の開催場所等)

第6条 委員会は、東京音楽大学において開催することとし、構成大学は必要に応じてIV会議システムを活用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、東京音楽大学に置く連携センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。